

小金井市立学童保育所運営業務委託事業者選考審査基準

1 審査に関する考え方

学童保育所運営業務委託事業者のプロポーザル選考では、運営能力、信頼性及び見積価格等を総合的に審査・評価するため、本審査基準に定めた内容において審査し、事業者を決定する。

2 第1次審査について

第1次審査は、事業者の適格性（実績、財務状況）及び提案書中特に重視する項目について審査する。具体的な審査項目は以下のとおりとする。

(1) 事業の安定運営に関する評価

① 運営実績

学童保育所の運営又は受託実績は十分であるか。

② 法人適格

法人の事業概要及び事業計画、報告書等から受託能力は十分といえるか。

③ 法人の財政基盤

法人の財政基盤の安定性は十分であるか。

④ 職員採用

職員の採用計画・雇用形態・勤務時間及び勤務日数等は適切か。

⑤ 職員の育成

職員の育成・研修の環境は整っているか。

⑥ 職員の健康管理

職員の健康管理に関する制度は整っているか。

⑦ 賃金等の水準

賃金等の水準は適正か（著しく低廉でないか）。

⑧ 就業規則

就業規則の内容は、職員が安心して働くにあたり、妥当なものになっているか。

⑨ 勤務経験年数

施設長予定者及び配置を予定している職員の学童保育所での勤務

経験年数が豊富であるか。

⑩ 職員の配置計画

職員の配置計画（ローテーション）は適切か。

(2) 提案書の内容に関する評価

① 基本方針

学童保育所を運営するにあたっての基本方針、運営理念は適切であるか。

② 日常保育・行事計画

「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準」、「小金井市学童保育所業務マニュアル」を遵守し、保育内容、生活指導及び行事計画が適切に考えられているか。

③ 特別な配慮が必要な児童の対応

「気になる子」や心身に障がいのある児童に対して、法人として適切な対応方針があるか。また、特別な取組みを考えているか。

④ 健康管理・衛生管理

児童の健康管理及び衛生管理について適切な管理体制が構築されているか。

⑤ 危機管理・事故、急病時対応

「小金井市立学童保育所緊急対応マニュアル」を遵守した危機管理体制が整っているか。また、事故や急病時への適切な対応方針があるか。

⑥ 子ども家庭支援

地域における子育て支援に対する法人の基本的な方針（理念）及び自らが果たすべき役割は適切であるか。

⑦ 学校・保護者・地域関係機関等との連絡・連携

学校・保護者・父母会・地域・市との連絡及び連携について、適切な対応方針となっているか。

⑧ 職員の育成・教育及び研修体制

職員に対し必要な研修等の機会を与え、知識及び技能の修得、維持及び向上に努める姿勢が見られるか。

⑨ 円滑な引継ぎ計画

引継ぎについて、その目的を理解し、適切に計画されているか。

⑩ 意見要望等対応

意見・要望・苦情に対する対応、体制が整備されているか。

⑪ 外部評価

外部評価など評価に関する方針は適切か。

⑫ その他（総合的視点）

業務内容を的確にとらえて、適切な提案がなされているかどうか。

3 第2次審査について

第2次審査については、下記の項目につき評価する。

(1) 提案書の内容に関する評価

① 基本方針

学童保育所を運営するにあたっての基本方針、運営理念は適切であるか。

② 日常保育・行事計画

「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準」、「小金井市学童保育所業務マニュアル」を遵守し、保育内容、生活指導及び行事計画が適切な方針となっているか。

③ 間食

間食（おやつ）は、食育について考えるとともに、児童が喜ぶような献立が計画されているか。また、アレルギー体質の児童への配慮は適切か。

④ 特別な配慮が必要な児童の対応

「気になる子」や心身に障がいのある児童に対して、法人として適切な対応方針があるか。また、特別な取組みを考えているか。

⑤ 健康管理・衛生管理

児童の健康管理及び衛生管理について適切な管理体制が構築されているか。

⑥ 危機管理・事故、急病時対応

「小金井市立学童保育所緊急対応マニュアル」を遵守した危機管理体制が整っているか。また、事故や急病時への適切な対応方針となっ

ているか。

⑦ 子ども家庭支援

地域における子育て支援に対する法人の基本的な方針（理念）及び自らが果たすべき役割は適切であるか。

⑧ 学校・保護者・地域関係機関等との連絡・連携

学校・保護者・父母会・地域・市との連絡及び連携について、適切な対応方針となっているか。

⑨ 職員の健康管理

職員の健康管理に関して、適切な対応方針はあるか。

⑩ 職員の育成・教育及び研修体制

職員に対し必要な研修等の機会を与え、知識及び技能の修得、維持及び向上に努める方針となっているか。

⑪ 雇用の継続性の確保

職員を継続して雇用していくための具体的取組みは適切か。

⑫ 職員間における報告体制

職員間における報告体制は整っているか。

⑬ 情報提供と個人情報保護

保護者への情報提供に関する適切な対応方針はあるか。個人情報保護の具体的な方策を講じているか。

⑭ 円滑な引継ぎ計画

引継ぎについて、その目的を理解し、適切に計画されているか。

⑮ 意見要望等対応

意見・要望・苦情に対する対応方針、体制が整備されているか。

⑯ サービスの向上

サービス向上に向け、将来的に行っていきたい提案等がある場合に、その提案内容が斬新かつ実現性のあるものかどうか。

⑰ 外部評価

外部評価など評価に関する方針は適切か。

⑱ その他（総合的視点）

業務内容を的確にとらえて、適切な提案がなされているかどうか。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング評価

① 説明能力

提案書の内容を分かりやすく規定時間内に説明しているか。
また、質問に対して的確かつ簡潔明瞭に答えているか。

② 事業者の熱意

施設長予定者及び担当者からは、知識・経験及び本事業に参画する強い意思及び本事業に対する自信と熱意が感じられるか。

③ 本市学童保育に対する理解

本市の学童保育事業の意義や特色を十分に理解しているか。

④ 協調性

放課後児童健全育成事業に深い理解を有し、保育目標の達成に協力的であるか。

⑤ 運営能力

事業の運営及び施設管理に適用される関係法令等を遵守し、安定した質の高いサービスを提供できるか。

(3) 見積額に関する評価

① 見積額評価

見積額について、事業者の努力は認められるか。

4 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

5 評価基準

(1) 評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、プロポーザル評点票（第1次審査用）のとおりとする。

【評点票1】

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、要求レベルをほぼ満たし、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

(2) 見積額に関する評価点

プロポーザル評点票（第2次審査用）の見積額に関する評価については、「小金井市立学童保育所運営業務委託プロポーザル実施要領」に記載する、見積上限額からどの程度安価であるかを評点票2の基準に従い評価する。

【評点票2】

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	見積上限額から顕著に安価であり、事業者の相当な努力が認められる。
4	優れている	見積上限額から安価であり、事業者の努力が認められる。

3	ふつう	見積上限額と近似する金額である。
---	-----	------------------

※ なお、見積上限額を超える見積書は無効であるため、評価点数1点及び2点に該当する評価は行わない。

6 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定する。

7 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査する。委員全員の第1次審査及び第2次審査の合算得点を集計したそれぞれの施設における最上位者を第一受託候補者として、次点の者を第二受託候補者として選定する。

ただし、参加事業者が3者以下であった場合、第1次審査の評点は、「事業の安定運営に関する評価」のみ行うものとし、その評点を第1次審査の点数とする。

第1次審査及び第2次審査の合算得点が最上位となる事業者が複数となった場合は、当該事業者に係る評点部分について選考委員の評点の順位を算出し、最上位と評点する委員の数が最も多い事業者を第一受託候補者として選定する。

なお、この方法によっても候補者を選定できない場合は、委員長を含む各委員の投票によって決定することとする。

また、最上位者の総合点によっては、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。